

平成29年度 学校教育の重点

～京都市の目指す子ども像～

伝統と文化を受け継ぎ、

次代と自らの未来を切り拓く子ども

京都市教育委員会

京都市の目指す子ども像

「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子ども」

～ 3 つの姿～

- 京都が育んできた伝統と文化に立脚し、広い視野と豊かな感性により、よりよい人生や社会を創造する子ども
- 学校教育を通じた学びを生かし、社会的・職業的自立を果たす子ども
- 多様な他者と共に生き、学び合い、人権文化の担い手となる子ども

平成29年度

学校教育において重視する視点

- 子どもの「主体性」と「社会性」の育成を目指し、「自ら学ぶ力」と「自ら律する力」を学校・幼稚園全体の教育活動の中で高める
- 全教職員が、「社会に開かれた教育課程」、「カリキュラム・マネジメント」、「主体的・対話的で深い学び」等を柱とする次期学習指導要領の内容についての理解を深め、日々の教育実践との関連を意識した取組を進める

<幼稚園>

- 1 幼児が主体的に遊ぶ姿を重視する
- 2 小学校への学びにつなぐ「学びに向かう力」を育む
- 3 自ら体を動かす意欲を育て、基本的な生活習慣を形成し、自信と自立心を育む
- 4 自己発揮と自己抑制の調和のとれた自律性(折り合う心)を育む保育を推進する

<小中学校>

- 1 授業を通して自ら学びに向かう力を育み、身に付けさせる
- 2 家庭での自学自習の習慣をつける
- 3 自他を大切にする態度を育成する
- 4 「公共の精神」に基づく態度を育成する

<高等学校>

- 1 地域や社会の一員として、他者と協力して自らの役割を果たそうとする意欲を育てる
- 2 学びの有用性を実感し、それを自らの人生や社会に生かそうとする態度を育てる
- 3 人間としての在り方生き方を意識する教育活動を通して、他者の生き方を尊重し、共に支え合える姿勢を育てる
- 4 京都の伝統・文化や外国の文化等に触れ、自らを見つめ、多様な人々を尊重できる態度を育てる

<総合支援学校>

- 1 子どもをできる存在として捉え、できる姿を通して「生きる力」を育む
- 2 子どもを一人の生活者として捉え、自立した社会人を育成する
- 3 自立と社会参加の実現に向けた生活態度や規範意識を育む

- 1 子どもの命を守りきる
- 2 すべての教職員がカリキュラム・マネジメントの視点で学校教育を推進する
- 3 教育者としての職責を自覚し、その専門性を高める
- 4 小中一貫教育など校種間連携を推進する
- 5 学校の組織力を高め、子ども一人一人の課題に対する支援を行う
- 6 保護者・地域と連携・協働した取組を推進する
- 7 関係機関など社会と連携した総合的・継続的な支援を展開する

「確かな学力」の育成に向けて —P.14

- (1) 確かな学力の育成に向けた視点
- (2) 基礎的・基本的な知識・技能の習得と活用
- (3) 問題解決的な学習や探究活動の充実
- (4) 言語活動の充実
- (5) グローバル化時代における実践的な英語力の育成
- (6) 理数教育の充実
- (7) LD等支援の必要な子どもの学力向上

「豊かな心」の育成に向けて —P.17

- (1) 道徳教育の充実
- (2) 豊かな感性・情操を育む教育の充実
- (3) 規範意識の育成
- (4) 支え合い高め合う集団づくりの推進と絆づくり

「健やかな体」の育成に向けて —P.19

- (1) 運動やスポーツの実践と体力の向上
- (2) 保健教育の充実
- (3) 食に関する指導の推進
- (4) 安全教育の充実
- (5) 防災教育・防災管理の充実

参考資料

京都市の学校教育・目指す子ども像

京都は1200年を超える長い歴史の中で培われた伝統と文化を大切にし、自由で先駆的な気風を育みながら、個性豊かで活力に満ちたまちを築いてきた。明治維新後、まちの衰退が危惧される中、文部省創設（明治4年）、学制発布（明治5年）に先立つ明治2年、「まちづくりは人づくりから」と、町衆（市民）が私財を投じ、日本で初めて、64もの地域制小学校（番組小学校）を設立したのも京都である。

このような歴史と伝統を土台とし、本市では「開かれた学校づくり」を基盤に、「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という教育理念のもと、各学校・幼稚園が教育目標を保護者・地域と共有しながら、市民ぐるみ・地域ぐるみの教育を推進してきた。このことは、平成28年12月、中央教育審議会の答申により提示された、次期学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」を本市教育が先導的に実践してきたことを示すものであり、今後もその歩みに誇りを持ち、さらに確かなものにしていく必要がある。

今、日本社会は、急速なグローバル化や高度情報化の進展、技術革新など、社会の加速度的な変化により、将来の予測が困難な時代を迎えている。さらに、少子高齢化や人口減少社会の進展などに起因する子育ての孤立化、家庭の経済状況から生じる困りなど、教育環境にもかかわる多岐にわたる課題が顕在化している。

こうした時代にこそ、京都に脈々と息づく「子どもを地域や社会の宝として大切に育む生活文化」である「はぐくみ文化」のもと、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を地域・社会全体で共有し、伝統と文化に立脚した広い視野を持ちつつ、他者を思いやり、共に助け合い、様々な人々と連携・協働しながら、課題を解決する力を持った子どもを育成することが求められている。

教育の根底は「子どもが自ら主体的に学ぶ」ことにある。学びに向かう力を持ち、学んだことを生かして課題を克服し、現状をよりよく変えていくことができる子どもを育てるため、本市では、「確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和のとれた育成」を学校教育の基本指針とし、以下のとおり、年度ごと及び中期的な重点取組を定め、「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子ども」を育成する。

京都市の目指す子ども像

「伝統と文化を受け継ぎ、 次代と自らの未来を切り拓く子ども」

— 3つの姿 —

■ 京都が育んできた伝統と文化に立脚し、 広い視野と豊かな感性により、よりよい人生や社会を創造する子ども *1

本市は「歴史都市」「観光都市」「国際都市」「環境先進都市」「ものづくり都市」「大学のまち」等、非常に多様な都市特性を持つ。また、「古都京都の文化財」の世界文化遺産登録、「古典の日（1月1日）」の法制化、「和食（日本人の伝統的な食文化）」のユネスコ無形文化遺産登録などにより、京都の魅力が広く認知され、国内外から多くの人が京都を訪れている。

さらに、文化庁の京都への全面的な移転決定により、今後、千年を超えて今も暮らしに根付く、日常生活における身近な生活文化も含め、京都に受け継がれた文化への理解を深め、その発信とともに発展の担い手の育成に向けた取組がより一層進められることとなる。こうした状況も踏まえ、伝統文化教育や環境教育、食育、自然体験活動等を通じ、京都・日本の伝統と文化の本質を学びとり、変化の激しい社会の中でも広い視野と豊かな感性を働かせながら、よりよい人生を送り、よりよい社会の創り手となる子どもを育成する。

■ 学校教育を通じた学びを生かし、社会的・職業的自立を果たす子ども *2

近年、若者たちが学ぶことや働くことの意義を見出せないなど、社会的・職業的自立が、社会全体を通じた課題となっており、さらには選挙権年齢の引き下げを踏まえ、地域や社会の一員として、良識と責任感を持って行動できる力を育成することが求められている。

本市では、これまでから継続的・系統的な「生き方探究（キャリア）教育」の実践を重ねてきた。この「生き方探究（キャリア）教育」を軸とし、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と地域・社会が共有し、連携・協働しながら、教育活動全体を通じて生きて働く「知識・技能」を定着させるとともに、「人と共に社会を生きる力」や「自分を知り、律する力」、「課題を見つけ、解決する力」、「夢や希望をつくりあげる力」、「社会に貢献する力」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」を培い、社会や家庭の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を追求する子どもを育成する。

■ 多様な他者と共に生き、学び合い、人権文化の担い手となる子ども *3

人権教育の基盤は学校や学年、学級における互いを尊び共に支え合う人間関係や規律である。各学校では、子どもが実社会において、多様な価値観を認め合いながら、共に生き、尊重し合う態度を育てるため、人権が尊重される風土を意図的に創り出すとともに、道徳や特別活動はもとより、すべての教育活動において、対話を通じて子どもが共に「学び合う」ことを、人権教育の基盤とすることが大切である。

その基盤が確かなものであってこそ、学校という集団社会で、子どもは、心の底から湧く正義感や公正さを重んじる心を持ち、自尊感情を高め、互いを尊重することの大切さを学ぶことができる。この不断の積み重ねにより、自己実現を可能にする力を身に付ける子ども、人権という普遍的文化の担い手となる子どもを育成する。

*1 わたしたちの伝統産業、わたしたちの環境、わたしたちと地球環境〔副読本〕／京都市環境教育スタンダード・ガイドライン／歴史都市・京都から学ぶジュニア
京都検定テキストブック／日本料理に学ぶ食育カリキュラム指導資料集

*2 京都市生き方探究（キャリア）教育スタンダード

*3 『学校における』人権教育をすすめるにあたって

平成29年度 学校教育において重視する視点

本市教育でこれまで重点化してきた取組

○ 本市では、次代と自らの未来を切り拓く子どもの育成に向け、学校の教育活動全般を通じて重視すべき視点として、平成26年度から「言語活動」と「協働活動」の充実、平成27年度には、子どもが未来を創り上げていくために必要な資質を、「自分の目標を自分で見いだし、物事に進んで取り組み、達成しようとする『主体性』」と「よりよい人間関係を形成し、他者との協調や配慮、集団に対する責任を自覚し態度化する『社会性』」とし、その育成を図る取組を進めてきた。

- さらに、平成28年度においては、「主体性」と「社会性」の育成を目指し、
・好奇心や興味関心、夢や希望を基盤とする「自ら学ぶ力」
・他者や社会との関わりの中で醸成される豊かな人間性や道徳性、協調性を基盤とする
「自ら律する力」
を高めること

をすべての学校・幼稚園で取り組む重点的な視点として具体的に示したところである。

- これらの視点は、教科等を横断して、学校・幼稚園全体での様々な場面で共通して展開する「活動」と育成すべき「資質・能力」を示すものであり、次期学習指導要領の柱として掲げられている「カリキュラム・マネジメント」におけるP D C Aサイクルの展開の軸となるものである。

重点取組の成果と課題

- 各学校では、この間、教科等を超えて、教職員の共通認識のもと、言語活動、協働活動を意識した授業改善が進むとともに、ポスター発表やグループ学習等を取り入れた探究的な活動が各教科等の学習で設定されるなど、取組の定着が図られてきた。
- その結果、全国学力・学習状況調査等の結果からも、授業での発表機会や話し合う活動の機会が多いと感じている子どもや、集団で何かをやり遂げた充実感を感じている子どもの割合は全国水準を若干上回る状況にあることがうかがえるが、次期学習指導要領において、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの学習過程の改善が掲げられている中、取組の一層の充実が求められる。

- さらに、全国学力・学習状況調査においては、「授業以外の勉強時間」、「家で計画を立て勉強すること」や「学校のきまり・規則を守っている」という項目に対する肯定的な回答は、全国水準との比較において、引き続き課題がある状況にある。
- 併せて、「地域社会でのボランティア活動経験」の参加状況等にも、課題があるなど、地域や社会との関わりを通して体験活動、社会貢献活動の機会のさらなる充実も必要である。

平成29年度 学校教育において重視する視点

- こうした成果と課題も踏まえ、

**子どもの「主体性」と「社会性」の育成を目指し、
「自ら学ぶ力」と「自ら律する力」を
学校・幼稚園全体の教育活動の中で高める**

ことを、引き続き、各学校・幼稚園における教育活動において重視する視点とする。

- 次ページ以降の校種ごとの重視する視点を参考の上、各学校・幼稚園での子どもの姿や地域の状況に応じた創意あふれる取組を期待する。

< 学習指導要領の改訂について >

平成28年12月に中央教育審議会から答申が提出され、29年3月には幼稚園・小中学校、30年3月には高等学校の次期学習指導要領が告示される予定となっており、先行実施も含め30年度から順次実施を迎えることとなる。

〔 全面実施 幼：30年度、小：32年度、中：33年度、高：34年度（年次進行）〕

次期学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」ことを目指し、「社会に開かれた教育課程」の実現を理念に掲げたうえで、指導すべき事項に加え、「何ができるようになるか」という視点からの「身に付けるべき資質・能力」、そのために「どのように学ぶか」という視点からの「主体的・対話的で深い学び」（アクティブラーニングの視点）の展開が求められている。

29年度は、こうした改訂の趣旨・内容を、全教職員が研修等を通じて理解を深めるとともに、日々の教育実践の中で、教育課程の編成・検証や学校運営協議会をはじめとする家庭・地域や関係機関との連携のあり方、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善などについての関連を意識した取組を進め、30年度からの実践に向け、万全を期す重要な時期である。

幼稚園段階における「自ら学ぶ力」

身近な環境に主体的にかかわり、いろいろな活動や遊びを生み出す中で、自分でしなければならないことを自覚し、満足感や達成感を味わいながら、自信を持って諦めずにやり遂げることのできる力

幼稚園段階における「自ら律する力」

他者との関わりを通して、自己表出や葛藤を十分に経験する中で、自分の気持ちを調整し折り合いをつけながら、相手の立場に立って行動したり、してよいことと悪いことや、決まりを守る必要性を理解し、決まりを作ったり守ったりすることができる力

※ 上記は、**幼児期の終わりまでに育ってほしい力であり、3歳児～5歳児の発達の特性及び個人差をよく見極め、3年間の見通しを持って指導することが重要である。**

1 幼児が主体的に遊ぶ姿を重視する

- ① 自発的に周りの環境にかかわり、夢中になって遊ぶことで様々な学びを得ることが幼児期の発達の特徴であることを踏まえ、幼児一人一人の遊びの志向性の理解と具体的な行動の予想に基づき、幼児の主体的な活動を確保した計画的な教育環境を構成する。
- ② 「安心・安定」「自己発揮」「協同性」を軸にした3歳児から5歳児の発達の過程を捉え、“子どもが夢中になって遊び込む”ことを重視した保育を推進する。

2 小学校への学びにつなぐ「学びに向かう力」を育む

- ① 小学校以降の学習につなぐ視点で「幼児期における見方・考え方」「幼児期に育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」^(*)「幼児期における主体的・対話的で深い学びの実現」等の、具体的な主題を定めた園内研修と「学びに向かう力」の育成を意識した保育を推進する。
- ② 家庭との連携を重視し、「親子で絵本！」のノートを活用し、親や教師と触れ合いながら絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わったり、絵本の中の学習言語を聴いたりすることで、言葉に対する感覚を育む。
- ③ 幼児の自発的で具体的な活動における学びの姿を通して、5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）や「幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿」^(*)で示されたねらいや内容を踏まえた実践が小学校以降に育むべき資質・能力の基礎を総合的に育成していることを、公開保育等により、近隣の保幼小に積極的に伝えるなど、保幼小の円滑な連携・接続を推進する公立幼稚園の役割を意識した取組を進める。

※ 1. 健康な心と体 2. 自立心 3. 協同性 4. 道徳性・規範意識の芽生え 5. 社会生活との関わり 6. 思考力の芽生え
7. 自然との関わり・生命尊重 8. 数量・図形、文字等への関心・感覚 9. 言葉による伝え合い 10. 豊かな感性と表現
※ なお、これらの姿は、それぞれの項目が個別に取り出されて指導されるものではない。また、幼児教育は環境を通して行うものであり、とりわけ幼児の自発的な活動としての遊びを通して育っていくことに留意する必要がある。

3 自ら体を動かす意欲を育て、基本的な生活習慣を形成し、自信と自立心を育む

- ① 幼児期は、心と体の発達が密接に結び付いている時期であることを踏まえ、身体諸機能の調和的な発達を促すことを目指し、幼児が体を動かす気持ちよさを感じられる保育を推進する。
- ② 「自分でできる」ことが増え、生活習慣を形成することが、幼児に自信と自立心を育むことを意識し、家庭と連携しながら一人一人に応じた援助を行う。

4 自己発揮と自己抑制の調和のとれた自律性（折り合う心）を育む保育を推進する

- ① 幼児は自分が信頼する教師に受け入れられ、見守られているという安心感のもと、自らの世界を広げ、自己発揮していく時期にあることを踏まえ、自身が大切にされていることを実感できる保育を推進する。
- ② 人に対する信頼や思いやりの気持ちは、幼児が互いに関わりを深めたり、葛藤やつまずきも体験しながら次第に育まれるものであることを踏まえ、発達に応じた人との関わりを重視した保育を展開する。
- ③ 地域の人をはじめ様々な人と交流し、親しみを感じ、社会の一員として必要な公共心の芽生えを育む保育を推進する。

*4未来につながる力を育む京都市立幼稚園 / 幼稚園版家庭教育の手引き「家庭を学びの環境に」

平成29年度 学校教育において重視する視点 < 小中学校 >

小中学校段階における「自ら学ぶ力」

学ぶことに興味や関心を持ち、自己の進路や将来の生き方と関連付けながら、目標実現への見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自己の学習活動を振り返って改善することのできる力
小中学校段階における「自ら律する力」

地域・社会との関わりの中で、他者への思いやりや寛容、人と人との絆の大切さを実感しながら、自らの生活や人生、地域・社会をよりよくするため、時と場に応じた正しい判断をすることのできる力

※ 特に、小中学校においては、「特別の教科 道徳」の実施（小：30年度、中：31年度）や、小学校における「外国語（英語）」の教科化等を控える中、各学校において29年度をその円滑な実施に向けた重要な準備期間と位置づけ、各種研修等を通した着実な取組を推進する。

1 授業を通して自ら学びに向かう力を育み、身に付けさせる

- ① すべての教科等で「めあて・目標」「振り返り」の学習活動や目的を明確にした子ども同士の協働を取り入れながら、基礎基本の定着を図るとともに、課題の発見・解決に向けた主体的・対話的な学びを重視し、「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」が実感できる授業を展開する。
- ② 各教科で習得した「見方・考え方」を活用し、多様な観点から考察したり、筋道を立てて考え方表現したりする授業を展開する。
- ③ 教職員は、子どももや学級の状況を十分に理解し、個々の子どもや学習集団の状況に応じて適切にかかわりながら、子どもが主体的に学ぶ授業を進めていくことができるよう、指導力を高める。

2 家庭での自学自習の習慣をつける^{*5}

- ① 教員から課題を与えられるだけの受け身の学びではなく、子ども自らが課題に気づき主体的に学ぶ意欲や態度を育むため、家庭学習と連動させた授業や学校行事を組織的、計画的に展開する。
- ② 小学校では、家庭においても主体的に学ぶことができるよう、家庭学習の大切さや内容、方法についてわかりやすく指導するとともに、提出物の内容や時期などについて家庭との連携を図りながら、的確なタイミングで評価できるよう工夫する。また、与えられた課題に取り組むだけではなく、自主学習ノート等を活用して、子ども自らが課題を選択し、学習計画を立て実行できるようにする。
- ③ 中学校では、学年・教科で連携しながら、授業に生かすことができる予習や復習の意義と方法を指導するとともに、授業と連動した課題の内容と提示方法に工夫・改善を行い、自主的な家庭学習の定着を図る。

*5自学自習のすすめ

3 自他を大切にする態度を育成する

- ① 命を大切にする心や他人を思いやる心、感動する心など、子どもの豊かな人間性の育成を図る。また、子どもの自己有用感、自己肯定感などの自尊感情の高揚を図り、互いを認め合い、励まし合う人間関係の中で、自律的なふるまいができるよう、あらゆる場面での指導を徹底する。
- ② 「命を守る」視点から、健康の保持増進や望ましい生活習慣の実践、飲酒・喫煙・薬物乱用等の有害性についての正しい知識と危険な行為から身を守る方法、いじめは絶対に許されない人権侵害であることなどについて、子どもの発達の段階に応じて指導するとともに、自然や人との関わりの中で、命の大切さを実感できるような指導を徹底する。

4 「公共の精神」に基づく態度を育成する

- ① 道徳教育や特別活動、総合的な学習の時間等で、地域の人をはじめ様々な人と交流する体験活動を通して、人と人との絆の大切さを実感し、社会の一員として必要な公共心や公徳心、生命を尊重する心を育てる。
- ② 社会におけるルールや法の重要性、許されない行為についての指導を徹底し、規範意識を高め、自分で正しい判断ができるようになるための素地を育てる。
- ③ よりよい自らの生活や人生、そして地域・社会の実現に向け、自らの行動で課題を解決したり、社会貢献できるという意識とそのための行動力を育む。

高等学校段階における「自ら学ぶ力」

高校における学習と、「自己の在り方生き方」とを関連付けて考え、学ぶことの目的や意義を探りながら、課題を設定し、解決する力

高等学校段階における「自ら律する力」

高校生活の様々な体験を通して、「人間としての在り方生き方」について考え、よりよい選択・判断をし、責任を持って行動する力

※ 上記の「自ら学ぶ力」「自ら律する力」を具現化するうえで、今年度重視する教育活動の場面や育てるべき意欲や態度等を下記1に、学校組織全体及び教員一人一人が具体的に取り組む目標を下記2、3に示している。

1 今年度重視する教育活動の場面及びそれぞれで育てるべき意欲や態度等

- ① 地域や社会の一員として主体的に諸問題を考える教育活動を通して、政治的教養を育み、進んで公共的な空間で他者と協力して役割を果たそうとする意欲を育てる。
- ② 地域、大学、企業等や他校種との連携を生かした教育活動を通して、学びの有用性を実感できる機会を設け、学びを人生や社会に生かそうとする態度を育てる。
- ③ 他者との関わりや人間としての在り方生き方を意識する教育活動を通して、いじめ等の人権侵害に毅然と対応でき、多様な特性を持つ他者の生き方を尊重し、共に支え合える姿勢を育てる。
- ④ 京都の伝統や文化に触れたり、外国人や外国文化に接したりする教育活動を通して、自らを見つめ、多様な文化的背景を持つ人々を尊重できる態度を育てる。

2 組織的な改善目標

- ① 学校教育目標や生徒の集団特性に合った「主体的・対話的で深い学び」のあり方に関し、学校全体で活発に議論するとともに、その「学び」を実現するための組織体制を構築する。
- ② 総合的な学習の時間について、平成28年度に改善した評価の観点や基準を、適切に指導計画に反映させ、実施する。
- ③ 家庭学習を促進するため、各教科の卒業までの指導計画を教科間で共有するとともに、生徒の実態を考慮し、自学自習の意欲を誘発するような計画的かつ意図的な学習課題の設定を行う。

3 教員一人一人の行動目標

- ① 学校の育てようとする生徒の資質・能力を意識した、「主体的・対話的で深い学び」につながる授業改善に取り組む。
- ② 生徒の学習を動機づけるメッセージに関して、義務感や危機感に訴えるものから、学習成果の実感や知的好奇心の喚起を意図したものへと、質的な転換を図る。
- ③ 自らの行動の是非やものごとの善悪について、人間としての在り方生き方に照らし、よりよく生きるために主体的に選択・判断させる生徒指導を行う。

平成29年度 学校教育において重視する視点 < 総合支援学校 >

総合支援学校における「自ら学ぶ力」

それぞれの発達と障害の状態に応じて、自らが取り組んでいることの目的や意味を理解し、自らの意思で行動を起こしたり、その意思を伝えたりする意欲・主体性の基盤となる力

総合支援学校における「自ら律する力」

それぞれの生活年齢に応じた学校生活や社会生活の実現につながる、規範意識を含む社会性とそれを裏付ける人とかかわっていく力

※ 共生社会の実現に向け、障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、卒業後、地域・社会の一員として、自立し、社会参加ができることができるよう、取組の充実を図る。

1 子どもをできる存在として捉え、できる姿を通して「生きる力」を育む

- ① 情動の表出やコミュニケーション行動を豊かにするために、喜びや驚き、新たな気づきなど、子どもの心を揺り動かすような体験活動を充実させる。
- ② 子どもの主体性を育成するために、それぞれの子どもの「できる状況」を整え、教師や児童生徒同士での対話や身振り等でのコミュニケーションを通して、活動への意欲を生み出す取組を進める。
- ③ 保護者や関係機関からの情報、就学前施設や小中学校からの引継ぎ情報を取り入れて「個別の包括支援プラン」を作成し、一人一人のニーズに応じたカリキュラム編成と支援のあり方を探求する。また、それが子どもの自立につながっているかどうか常に検証する。
- ④ 子どもが見通しを持って粘り強く取り組み、達成感を味わうことができる活動を進める。
- ⑤ 子どもからの自発的な他者への働きかけや発信を促すために、障害の特性に応じた意思の伝達や環境の把握を補完・充実させるＩＣＴ機器等の有効活用を進める。

2 子どもを一人の生活者として捉え、自立した社会人を育成する

- ① 学校を卒業した後の将来の姿を見据えながら「個別の包括支援プラン」の作成とカリキュラム編成を行い、生活年齢を踏まえ、次のライフステージを意識した活動に取り組み、子どものキャリア発達を促す。
- ② 「地域に開かれた学校」のもと、地域社会における様々な人々との関わりや交流及び共同学習を通して、社会性やコミュニケーション能力の育成を図る。
- ③ 子どもが社会で自分の果たす役割を実感し、社会に参画する意欲を高められるよう、地域における貢献活動や協働活動、事業所や企業における実習等、社会参加につながる取組を推進する。

3 自立と社会参加の実現に向けた生活態度や規範意識を育む

- ① 子どもの発達の状態や生活年齢に基づき、日常生活習慣や遊び、公共の場での活動、事業所や企業における実習等の具体的な場面を通して、必要な態度、規範意識を身に付けるための学習を推進する。
- ② 役割活動や貢献活動の機会を通して、子どもの自己肯定感や自己有用感などの自尊感情を高め、周りの人との信頼関係を築いたり、深めたりする力を育む。
- ③ 家庭や関係機関と連携を図りながら、自他の心身を傷つける行為をはじめ、許されない行為を理解した行動ができるように、生活年齢段階に応じて、人間関係の中で生じる諸問題を解決するための判断、方法、意思を身に付けられるようにする。

学校運営の柱～全教職員で進める確かな学校教育～

京都市では「開かれた学校づくり」を徹底し、各学校が教育目標を保護者・地域と共有しながら、市民ぐるみ・地域ぐるみの教育を推進し、中央教育審議会の答申で示された次期学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実現を先導する取組を実践してきた。急速なグローバル化や高度情報化の進展など社会の加速度的な変化、多様化する価値観により、学校教育に対する期待や求められる役割が多岐にわたっている今こそ、教職員一人一人がこうした京都市の教育の理念をしっかりと受け継ぐとともに、以下の7点を学校運営の柱に据えて、確かな学校教育を着実に推進する。

- 1 子どもの命を守りきる**
- 2 すべての教職員がカリキュラム・マネジメントの視点で学校教育を推進する**
- 3 教育者としての職責を自覚し、その専門性を高める**
- 4 小中一貫教育など校種間連携を推進する**
- 5 学校の組織力を高め、子ども一人一人の課題に対する支援を行う**
- 6 保護者・地域と連携・協働した取組を推進する**
- 7 関係機関など社会と連携した総合的・継続的な支援を展開する**

1 子どもの命を守りきる

- ① 子どもが自らの命を断つこと、また、学校事故等により子どもの命が失われることは絶対にあってはならない。「命、すなわち心と体を大切にする子どもを育成できているか」、「子どもの内面から発せられる様々な声に目と耳を傾けられているか」ということを全教職員が自らに問い直すとともに、子どもの命を守りきることができる教職員体制となっているかを今一度検証し、子どもの命を守りきる教育活動・学校運営に徹する。
- ② 子ども一人一人が、大人や友達など、あらゆる人間関係の中で大切にされているという実感を持つこと、そして、安心して自分の力を発揮できる場が設定されていることが、真に子どもの「命を守り、育む」学校教育を進めるうえで欠かすことのできない視点であることを全教職員が認識する。
- ③ いじめや薬物乱用をはじめとする問題行動や、虐待や不登校、貧困から生じる「困り」を抱える家庭等の子どもの対応においては、ささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを教職員個人で抱え込まずに校内で報告・相談するなど、情報の集約と共有を徹底し、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を迅速かつ組織的に行う。

2 すべての教職員がカリキュラム・マネジメントの視点で学校教育を推進する *6

- ① 校長は、子どもの実態や課題、保護者や地域の願いを的確にとらえ、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を地域全体で共有するとともに、連携・協働を図り、子どもが身に付けるべき資質・能力、学ぶべき内容などをわかりやすく示したうえで、学校教育目標を設定し、家庭・地域とともに取組の方向性の共有を図りながら、その達成を目指す。
- ② 学校教育目標を踏まえ、教育課題を明らかにし、各教科等の教育内容を相互の関係で捉えた教科横断的な視点で、カリキュラムを組織的に編成し、学校教育の改善・充実の好循環（P D C A サイクル）を展開する。
- ・ 校長は、教育課題を明らかにし、校務分掌や予算編成など学校運営の要素も踏まえ、学校教育目標の達成に必要な教育課程を組織的に編成する。
 - ・ 校長を中心にしてすべての教職員が、各教科等の教育内容の相互関係を理解し、学校教育目標を踏まえた教科横断的な視点を持ち、子どもの姿や各種データに基づき、教育課程を編成・実施・評価・改善する P D C A サイクルを展開する。
 - ・ *7 幼稚園においては、子どもの姿から日々の保育の課題と成果を検証・評価し、週案から年間指導計画への改善を図るようなカリキュラム・マネジメントを推進する。
 - ・ 学校運営協議会、P T A 等の活動や地域、企業、大学、行政機関、N P O 等の学校支援の取組を効果的に組み合わせ、「社会に開かれた教育課程」を編成する。
- ③ すべての教職員が、学校評価は教育課程を通じて学校教育目標の実現を図るというカリキュラム・マネジメントの重要な要素であるという認識のもと、目の前の子どもの姿はもとより、各種調査や保護者アンケート等の指標も活用して、評価者の視点から自己評価を行い、よりよい学校、学級づくりに生かす。
- ④ すべての教職員が、カリキュラム・マネジメントの視点のもと、ポスター発表や思考ツールの活用等を取り入れた探究的な学習を各教科等で設定し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、アクティブ・ラーニングの視点から、学びの質を重視した授業改善を図る。

*6 京都市学校評価ガイドライン〔第3版〕

*7 京都市立幼稚園教育課程編成要領

3 教育者としての職責を自覚し、その専門性を高める *8

- ① 子どもを教え育むという崇高な職務に携わる教育者としての自覚や使命感を全教職員が再認識したうえで、社会的責任と公務員としての立場を常に自覚した言動を徹底し、子どもや保護者との信頼関係を確固たるものとする。
- ② 教職員同士が学び合い、高め合い、相談し合える、風通しのよい職場づくりや、教職員自身の健康の保持・増進が子どもの健やかな成長はもとより、すべての教育活動や学校運営の充実に欠かせないことを改めて認識し、本市が推進する「真のワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭、社会貢献の調和）」の視点も持つて校務の効率的な遂行に努める。
- ③ 校長は、「教職員は学校現場で育つ」ということを常に念頭に置き、学校評価や教職員評価を活用しながら、自校や個々の教職員の課題を明確にするとともに、教職員の研鑽と切磋琢磨を促す観点から、校内の研究・研修体制の充実を図る。
- ④ O J T を有効に機能させて、ミドルリーダー等学校の核となる教職員を中心とした組織的な人材育成や女性教職員の活躍の場の一層の拡大を図るとともに、管理職やベテラン教職員が、学校内外のあらゆる場面で、豊富な経験に基づく熟練の知識や技能を若年教職員に伝達する。
- ⑤ 教員は自ら学ぶ意欲を持ち続け、視野を広げるとともに、「公開授業・保育」を積極的に行い、研究協議や参観者の意見・感想から謙虚に学ぶ姿勢を持ち、常に指導力の向上に努める。

- ⑥ ワークショップ・ケーススタディの導入等、自らの授業・保育や指導を振り返ることができる場を積極的に導入し、教職員個々の課題解決を目指した校内研修の充実を図る。

*8 京都市OJT実践ガイドライン／授業力向上にむけて大切にしたい視点

4 小中一貫教育など校種間連携を推進する

- ①*9 義務教育学校等の制度化の趣旨を踏まえ、「京都市小中一貫ガイドライン」に基づく取組を徹底する。

- ・ 中学校区を基盤に、学力向上や生徒指導、支援の必要な子どもに関する実態や課題を踏まえて共通の教育目標を設定し、9年間を見通した学習指導・生徒指導を推進する。
- ・ 小中一貫教育の目標を踏まえた系統的な教育課程の編成・実施や、学習形態の統一、教育活動の検証など、カリキュラム・マネジメントの視点で具体的な取組を進める。
- ・ 同一中学校区において、各学校の状況に応じた小中学校間の連携を進め、学習指導・生徒指導等の情報交換にとどまらず、可能な限り教育課程、教育活動やその他の取組の共通化を図るとともに、連続性を高める。
- ・ 小中学校においては、学校運営協議会や学校評価について、小中一貫教育推進の観点から地域全体の取組につながるよう、小中合同実施など、組織運営や内容についての工夫を行う。

- ②*10 幼稚園、保育園（所）、認定こども園等における教育・保育と小中学校教育との接続を意識し、子どもの交流や教員の合同研修等を意図的に実施するなど、連携を強める。特に小学校においては、生活科を中心とした「スタート・カリキュラム」等を通じて、保幼小連携をさらに推進する。

- ③ 高等学校においては、オープンキャンパスはもとより、日常的に地域の中学校や在籍生徒の出身中学校を訪問し、自校の特色や教育内容、学校生活の様子を伝えるなど、その魅力を積極的に発信し、中学校との連携を強化する。

- ④*11 家庭や地域の理解と協力を得ながら、小中学校と総合支援学校とのより一層の連携や交流を進めるとともに、障害のある子どもとの交流及び共同学習の機会を積極的に設ける。

*9 京都市小中一貫教育ガイドライン（試案）／ *10 幼小連携・接続リーフレット

*11 障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの「交流及び共同学習」の推進のために

5 学校の組織力を高め、子ども一人一人の課題に対する支援を行う

- ① 学力向上・授業改善や校内研修、生徒指導、障害のある子どもの「困り」に対する適切な支援、校種間連携等の具体的な取組を、校内委員会を中心とした全校的な組織体制の中で推進する。その中で、校長は各教職員の適性を生かし、それぞれの活動を有機的に結び付けた学校運営を行う。

- ②*12 進路指導においては、子ども一人一人の社会的・職業的自立に向け、将来生きる社会を見据えながら「生き方探究（キャリア）教育」の視点に立ち、学校組織全体でかかわり、その充実を図る。

- ③*13 不登校に関しては、未然防止に向けて、教育相談やスクールカウンセラーの活用など、初期の段階で適切に対応する。不登校となった場合には、関係機関が情報を共有して、組織的・計画的に支援することが重要であり、休養の確保と学校復帰とのバランスを考慮しながら、子どもの状況に応じて適切な登校刺激を与えるとともに、個に応じた学習支援や体験活動、不登校相談支援センターとの連携などにより自立を促し、社会との絆の構築に積極的に取り組む。

④ 貧困をはじめ、様々な困難を抱えた子どもや家庭に対し、学力の定着・向上をはじめとした学校総体の取組はもとより、小中学校においてはスクールソーシャルワーカーを活用するなど、すべての子どもの社会的自立に向け、きめ細かく対応する。

⑤*14 発達に遅れがある、または発達に心配のある子ども（LD等支援の必要な子どもを含む）について、就学前からの「就学支援シート」の活用や「個別の指導計画」の作成、緊密な校種間連携による確実な引き継ぎ等により、保育園（所）・幼稚園から高等学校卒業後の進路を見据えた切れ目のない支援を推進する。

⑥*15 障害者差別解消法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領を踏まえ、総合支援学校、育成学級や通級指導教室の担当者はもとより、全教職員が研修等によって、障害特性の理解と的確な実態把握についての専門性を高め、合理的配慮を包括した「個別の指導計画」等を必要とするすべての子どもに作成し、教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法の精選・創意工夫を徹底する。

⑦*16 増加する「日本語指導」が必要な子どもの学びを保障するために、来日1年未満の外国にルーツを持つ子ども等を対象とした特別の教育課程による指導を中心とした日本語指導や在籍学級での適切な支援の在り方について、校内の共通理解を図り、全校体制での取組を進める。

*12 京都市生き方探究（キャリア）教育スタンダード／
「生き方探究・チャレンジ体験」の手引／「スクールソーシャルワーカー」・「ファイナンスパーク学習」指導者マニュアル／
「京都モノづくりの殿堂・工房学習」指導資料集／京都モノづくりものがたりビジュアル版／漫画「京都モノづくり列伝」／
生徒一人一人のキャリア発達をみすえた進路指導のために

*13 登校支援ハンドブック

*14 「個別の指導計画に基づく指導と支援」リーフレット／LD等支援の必要な生徒の指導・支援ガイド

*15 障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領／支援を必要とする子どもへの手立て（DVD）／

「子どもの“困り”の気づきから適切な支援へ」リーフレット／LD等通級指導教室の「運営」と「活用」ガイド

*16 日本語指導の手引『特別の教育課程』による日本語指導がスタートしました！／「帰国・外国人児童生徒」の受け入れ手順／

日本語指導が必要な子どもたちのための日本語の力、生活経験に応じた授業づくりの考え方・支援例集／

「外国にルーツをもつ子どもたち（日本語指導が必要な子どもたち）の教育」に関する、校内研修の進め方例・研修内容例

6 保護者・地域と連携・協働した取組を推進する*17

① 学校としての説明責任を徹底し、自由参観や広報活動など、学校教育活動の情報発信を進める中で、PTAや学校運営協議会、学校評議員の学校運営への参画を一層拡大し、開かれた学校づくりを着実に推進する。

② 学校・家庭・地域が自らを振り返り、互いに高め合うという京都市の学校評価システムの理念のもと、地域・保護者も学校づくりを共に進める当事者としての意識を高めるとともに、学校運営協議会や学校評議員が行う学校の自己評価に対する「学校関係者評価」が、それぞれの取組の改善策の提起も含めた評価となるよう留意する。

③ 地域と連携した体験的活動やボランティア活動を有効に活用し、社会との結び付きを実感させながら、子どもが自らの生き方を考え、目的意識を持って将来を見通し、その実現に向け努力する態度や意欲を培う取組を系統的に実践する。

④ すべての幼稚園が、子育て相談や園庭開放の実施、地域の子育て支援センターとしての役割を果たすとともに、社会全体で子育てを支えるうえで預かり保育が果たす役割を認識し、その充実を図る。また、幼稚園や小中学校において、「子どもを共に育む『親支援』プログラム」*18等を活用して家庭教育講座を開催し、保護者に対する支援に努める。

⑤ 「京都はぐくみ憲章」の理念のもと、学校・家庭・地域が共に子どもを育む当事者であることを再認識するとともに、すべての子どもが、地域への愛着と地域の一員としての役割や人と人との絆の大切さを自覚できるよう、互いに協力し合って、その成長にかかわる。

*17 学校と保護者のよりよい関係を目指して／京都はぐくみ憲章「行動指針」／*18「子どもを共に育む『親支援』プログラム」

7 関係機関など社会と連携した総合的・継続的な支援を展開する

- ① 29年4月、子どもの成長や発達に応じた切れ目のない支援や子育てを共に支え合う地域づくりなど、子育て支援施策を一元的に推進する「子ども若者はぐくみ局」及び各区役所・支所における総合的かつ専門的な窓口の設置を踏まえ、福祉、保健、医療等、様々な分野の関係機関とのさらなる連携を意識し、切れ目ない子ども・家庭への支援を図る。
- ②*19 放課後まなび教室、学童クラブ等の児童館の取組、みやこ子ども土曜塾、青少年活動センター等での学習会、地域行事など、放課後や休日の子どもの活動・様子について、保護者や地域、関係機関と情報共有を図りながら、保護者へ適切な情報提供を行うとともに、学校の取組と連動させ、必要な子どもに必要な居場所や取組を提供する。
- ③ 子どもへの虐待については、学校は発見しやすい立場にあることを自覚し、日常的な観察はもとより、健康診断等で早期発見に努めるとともに、虐待の疑いがある場合の対応や児童相談所等との連携について、全教職員の共通理解を図る。
- ④*20 すべての子どもが共に学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと一人一人の教育的ニーズに応じた就学支援・教育支援を組織的に展開するため、保護者や関係機関、総合支援学校^{はぐくみ}育支援センター、学校サポートチーム等との連携を密にし、総合的・継続的支援を行う。

*19 放課後まなび教室のねらいと充実に向けて

*20 「障害のある子どもたちのよりよい就学先を求めて～京都市の就学相談」／

「子どもの『困り』の気づきから適切な支援へ」リーフレット／

「～障害のある子どもたちの『はぐくみ』を支える～育（はぐくみ）支援センター」リーフレット

1 「確かな学力」の育成に向けて

(1) 確かな学力の育成に向けた視点 *21

- ① 学習活動の基本となる姿勢（学びの約束やルール）を一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりに取り組む。
 - ② 家庭環境にかかわらず、すべての子どもが自己の将来の生き方を見据え、「学校での学びと社会とのつながり」や「わかる喜びと学ぶ楽しさ」を実感できる授業を目指し、常に効果的な指導方法や指導体制の工夫改善を図る。
 - ③ 「学習課題（めあて・目標）」を提示し、その実現のために発達の段階に応じて設定した記録・要約・説明・論述・発表・討論等の言語活動を経て、「学習課題（めあて・目標）」に応じた「まとめ」と「振り返り」を行うことを徹底する。
 - ④ 年間を見通して策定した教育課程や教育指導計画のもと、「目標に準拠した評価」や「指導と評価の一体化」のさらなる充実に努める。
- ・ *22 幼稚園においては、発達や学びの連続性に重点を置き、子どもの主体的な遊びを通して、興味・関心・意欲を引き出し、好奇心・探究心・思考力・コミュニケーション力・表現力・自己調整力等、小学校以降の学びに向かう力を育む。
- ・ 小中学校においては、小中一貫教育の推進により緊密に連携し、本市独自の教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導を徹底するとともに、各学校の「学力向上プラン」の進捗を検証する。また、「全国学力・学習状況調査」や「京都市小中一貫学習支援プログラム（ジョイントプログラム、学習確認プログラム）」の活用を徹底し、結果分析を踏まえた授業改善を図りながら、9年間を見通し、子どもの実態に応じて学力を伸ばす指導を充実する。
- ・ 高等学校においては、生徒の個性を尊重し、その興味・関心及び適性や希望に応じた進路を保障する取組を進める。また、高校教育の質の確保・向上に向け、「何を教えるか」ではなく「どのような力を付けるか」という視点から、指導内容とともに学習方法や学習評価の在り方を研究、実践する。
- ・ 総合支援学校においては、「個別の包括支援プラン」を活用し、個に応じた指導を進め、子どもの「生きる力」を育成する。とりわけ、社会で自立するために必要な能力や意欲、態度を育む観点から、地域の企業、大学、福祉施設等と連携して、職場体験活動などのキャリア教育の充実を図る。

*21 子どもたちの学力向上をめざして

*22 未来につながる力を育む京都市立幼稚園

(2) 基礎的・基本的な知識・技能の習得と活用

- ① 各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を、すべての子どもに確実に習得させる。
 - ② 知識・技能の習得にあたっては、既習の学習内容との関連付けを重視するとともに、知的好奇心に支えられ、実感を伴った理解となるよう、各教科等において、調べ学習、観察・実験、レポートの作成等の活動を適宜取り入れる。
- ③ *23 子どもが発達の段階と特性に応じて I C T 機器等を効果的に活用し、情報の収集・分析・まとめ・発信・伝達等ができるようにするための学習活動を充実させる。

*23 情報教育スタンダード

(3) 問題解決的な学習や探究活動の充実^{*24}

- ① 子どもの学習意欲を喚起し、知的好奇心や探究心を引き出すとともに、主体的に学習に取り組む力を身に付けさせるために、単に知識の習得や受け身的な学習活動で終わるのではなく、自ら課題や疑問点を設定し、調べ、解決しようとする過程を大切にした探究活動を推進するとともに、探究活動が次なる課題や疑問を生み出す契機となるなど、探究の過程が繰り返されるように留意する。
- ② 総合的な学習の時間における自然体験、社会福祉体験、職場体験活動、ボランティア活動、生産活動（ものづくり等）といった学習活動を積極的に取り入れる。
- ③ 伝統文化教育、環境教育、食育、政治的教養を育む教育等の取組においても、学習指導要領や文部科学省通知等の趣旨を踏まえ、それぞれの教育活動の目標やねらいを明確に定めたうえで、体験活動や作業的活動、子ども同士が互いの意見を深め合う活動など、多様な学習形態を取り入れ、主体的・対話的に問題解決を図る学習を進める。
- ④ 情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、手段として活用していく情報活用能力の育成、とりわけ、物事を論理的に考えたり、目的やそれを達成するためのプロセスを明確に描いたり、知識や情報を整理したりする力（プログラミング的思考）の育成が、次期学習指導要領で示されており、その趣旨を理解し、各教科等における指導内容との関連を意識しながら実践を進める。

^{*24} 探究的な学習を充実させる総合的な学習の時間の単元展開／京都や地域で学ぶ強みを生かす子どもの育成－「伝統と文化」に係る学習の構想－／中学社会科における課題解決学習を充実させる学習モデル／政治的教養を育む教育を進めるにあたって

(4) 言語活動の充実^{*25}

- ① 国語科においては、言葉の果たす役割を的確に理解し、論理的に思考し表現する語彙能力や互いの立場や考え方を尊重して伝え合う能力を培うとともに、古典をはじめ、我が国の言語文化に触れて感性や情緒を育む指導の充実を図る。
- ② 各教科等においては、それぞれの目標を実現するための手立てとして、国語科で培う能力と融合させて、記録・要約・説明・論述・発表・討論等の言語活動を充実させ、思考力・判断力・表現力等の効果的な育成を図る。また、意図的・計画的な言語活動が行われるよう、各教科等の連携や学年の系統性を重視して各学校の教育課程や指導計画の改善を行う。
- ③ 学校図書館を、「学習・情報センター」、「読書センター」として教育課程の中に的確に位置付ける。また、学習情報源として新聞を計画的に活用することで、広く社会への関心を高める。

^{*25} 言語活動の充実に向けた研修資料／読書ノート・学校図書館活用ノート
第3次京都市子ども読書活動推進計画／各教科等における、系統的、計画的な学校図書館の活用

(5) グローバル化時代における実践的な英語力の育成

- ① 京都の素晴らしい自らの考えを世界に発信できる英語力を育成するため、小・中・高等学校を通じた英語教育の充実を図るとともに、日常的に英語に触れる機会や、英語によるコミュニケーションが求められる環境を意図的に設定する。
- ② *26 小学校では、外国語活動の中學年での必修化及び高学年での教科化を見据え、子どもが英語の音声や基本的な表現に十分に慣れ親しみ、英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。また、イングリッシュ・シャワーの取組も活用して、言語や文化について体験的に理解を深める機会を充実させ、言葉だけでなく、ジェスチャーなど言葉によらない非言語的なコミュニケーションの手段も活用しながら、相手の思いを理解しようとしたり、自分の思いを伝えたりすることの大切さを実感させることを重視する。

- ③ 中学校外国語科では、小学校外国語活動で育まれたコミュニケーション能力の素地を生かし、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能を高めるための言語活動をバランスよく充実させるとともに、言語材料の定着を図り、コミュニケーション能力の基礎を養う。
- ④ 高等学校外国語科では、外国語をコミュニケーションの手段として位置付け、自らの考えや意見を発信・提案するなど、積極的に活用する能力を養うとともに、英語による言語活動の充実・高度化に向けた実践を積み重ねる。また、すべての学校において「CAN-DO リスト」の形で設定した学習到達目標を生徒や保護者に公表するとともに、到達状況を効果的に把握、修正できる体制を確立し、4技能をバランスよく指導・評価する。

*26 小学校英語活動 こんなふうに始めてみよう！(DVD)

(6) 理数教育の充実

- ① 理科、算数・数学科のそれぞれについて、内容の系統性や小中学校での学習の円滑な接続を踏まえて指導内容の充実を図る。また、子どもがこれらを学ぶことの意義や有用性を実感する機会を持たせ、理数教育への関心を高める。
- ②*27 理科においては、発達の段階に応じて、知的好奇心や探究心を刺激し、自然に親しみ、目的意識を持った観察・実験を行うことにより、体験と実感を伴った理解を深めるとともに、科学的に調べる能力や態度、科学的な認識、見方、考え方を育成する。
- ③ 算数・数学科においては、発達の段階に応じて、生活と結び付いた算数・数学的活動を充実させることを通して、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けさせるとともに、数学的な思考力・表現力と学ぶ意欲を育成する。

*27 京都市理科観察実験支援事業実施報告書／いきいき理科大好き推進事業報告書／科学的な思考力を育成する観察・実験の在り方

(7) LD等支援の必要な子どもの学力向上*28

- ① 個々の子どもの課題を明確にとらえ、行動面だけでなく学力面への支援を充実させる。そのために、「個別の指導計画」等を活用し、子どもの特性を全教職員が正しく理解して、一人一人の子どもが認められる中で、規律ある生活の確立、学びの集団づくり、個や教科等の特性に応じたきめ細かな支援に基づく学力向上に向けた取組を推進する。とりわけ、読み書きに支援が必要な子どもについては、できるだけ早期に実態を把握し、ICTの活用など個別に有効な教材の使用や指導方法の工夫により、子どもの実態に応じた適切な支援を行う。

*28 LD等支援の必要な生徒の指導・支援ガイド／「個別の指導計画に基づく指導と支援」リーフレット
授業作りに活かす個別の指導計画の作成と運用

2 「豊かな心」の育成に向けて

(1) 道徳教育の充実^{*29}

- ① 共によりよく生きるために、お互いの生き方や価値観の違いを認め合い、そのよさを伸ばしつつ、共通して守るべきものはしっかりと身に付けていく、「しなやかな道徳教育」の実践を推進する。
- ② 公共心や公徳心、生命を尊重する心、感謝する心等の道徳性を育てることをねらいとした活動、自己や人間としての生き方・在り方についての考え方・自覚を深め、自己を生かす能力を養うことをねらいとした活動等を意図的・計画的に実施し、そうした力が子どもの日常の行動に顕在化されるようにする。また、その際、いじめの防止や安全の確保などにも資することとなるよう留意する。
- ③ 幼児期には、忍耐力や自己制御、自尊心などといった社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力の育ちを目指すとともに、他の子どもとの関わりの中で他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにするなど道徳性の芽生えを培う。
- ④ 小中学校においては、校長の明確な方針のもと、道徳教育推進教師を中心に、全教職員による校内体制を確立し、6月及び10月を「道徳教育推進月間」と位置付け、公開授業やホームページ、学校だより等を通して、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、教育活動全体を通じて道徳教育を推進する。
- ⑤ 特に、道徳の時間については、宿泊・自然体験、職場体験、ボランティア活動などの体験活動や各教科・外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動との関連を図り、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れるなど、多様な実践活動や体験活動を生かして、道徳的価値の理解を深める指導の充実を図る。また、情報モラルや社会の持続可能な発展の課題、中学校においては、科学技術の発展と生命倫理との関係等の課題にも留意する。
- ⑥ 児童会・生徒会活動等、子どもの主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己実現につなげる指導を進める。

*29 京都市道徳指導資料集「ゆめいっぱい」（小学校）、「心の旅」（中学校）
中学校道徳実践事例集／道徳教材・指導案集—京都ゆかりの教材を用いて—／
長期宿泊自然体験「活動資料集」

(2) 豊かな感性・情操を育む教育の充実

- ① 子どもが、乳幼児との触れ合い体験や、身近な動物・植物に親しみ、育てることなどの直接的・具体的体験を通じて命の温もりや尊さを感じたり、また、環境教育等を通して、身近な自然に対して主体的に働きかけ、感じ、考え、活動することで、自然の偉大さへの畏敬の念を抱いたりすることを重視し、豊かな心情を育む取組を充実させる。
- ② 伝統文化を生み出し、守ってきた人々の長い歴史と、そのすぐれた知恵や技を受け継ぐことの大切さや、地域の食材や四季の移ろい、節句や年中行事との関わりなど、日本の食文化が実生活に根差していることを学ぶなど、子どもが、自らも伝統と文化を受け継いでいく担い手であることを実感できる取組を充実させる。
- ③ 芸術に関する教育においては、楽しさや美しさ、そのよさを味わう活動を充実させ、生涯にわたって芸術に主体的にかかわっていく力や態度を育む。また、感性と知識・技能や生活体験とが相互に作用し合って、思考力、判断力、表現力を高めることを重視しながら、創造性と豊かな情操を培う。
- ④ 京都で学ぶ留学生、地域に住む外国人、海外在住経験者等の協力を得た取組や、海外の学校との交流等を通して、日本によさを自らの言葉や行動で伝えながら、様々な外国の文化や歴史を尊重する多文化理解や国際協調、国際貢献の精神を養う。

(3) 規範意識の育成^{*30}

- ① あいさつの励行、学習規律の徹底、基本的生活習慣の確立、児童会・生徒会活動における指導等を通して、子どもが望ましい人間関係を築き、集団の一員として協力する態度を育成するとともに、ルールや法は「守らされているもの」という意識ではなく、その重要性を自覚し、自ら行動できる取組を推進する。
- ② いじめ・暴力・性非行等の問題行動に対しては「社会で許されない行為は、学校においても許されない」という毅然とした姿勢で指導を徹底し、積極的に家庭に協力を求めるとともに、そうした行為に対して、子ども同士が正義感を持って指摘し合える風土を醸成する。
- ③ 「京都市いじめの防止等に関する条例」「京都市いじめの防止等取組指針」及び各学校において定める「学校いじめの防止等基本方針」に基づき、学校体制として「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を進めるとともに、「いじめは絶対に許されない人権侵害である」ことを理解させ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、人権意識を高める取組を推進する。
- ④ 子どもの自主的な活動の企画・実施、薬物乱用防止教室や京都府警と連携した非行防止教室等の実施により、社会生活を送るうえで人間として当然持つべき規範意識を確実に身に付けさせる。とりわけ薬物は、所持・譲渡等が違法行為であるとともに、一回の使用が常習性を招き、自らの心、体、生命を脅かす深刻な事態に及ぶ危険性が大きいことを理解させ、薬物を勧められても、子ども自らが断る勇気と強い意志を持てるよう指導する。
- ⑤ 情報モラルの学習は、各教科等の目標と連動しながら進め、情報を活用する場面で情報モラルの視点を持たせた学習活動を行う。特に、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てる「心を磨く領域」とセキュリティの知識・技術、健康への意識を育てる「知恵を磨く領域」の内容をバランスよく系統的に指導する。
- ⑥ スマートフォンなど情報通信機器の普及による急速な情報化が進む中、教職員がその機能や危険性、依存性について正しく理解し、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、子ども本人の情報流出、とりわけ性的被害等から子どもを守るとともに、不用意な発信等により、他者を傷つけることがないよう、正しい判断力を身に付けさせる。

*30 生徒指導部長の実践知／規範意識を育む活動プログラム例／子どもたちの自己実現に向けて／情報モラル指導カリキュラム／京都市いじめの防止等取組指針／生徒指導ハンドブック／性に関する諸課題について／スマホ学習（携帯情報通信機器に関する学習）プログラム

(4) 支え合い高め合う集団づくりの推進と絆づくり^{*31}

- ① すべての子どもが相手のよさを見つけようと努め、互いに協力し合い、時には互いに指摘をし合って、自己肯定感、自己有用感等の自尊感情を高める中で、自分の力を学級全体のために役立てようとする学級風土を創りあげるとともに、子ども同士の絆づくりを積極的に支援する。
- ② 不登校状態の子どもへの支援のみならず、すべての子どもが生き生きと学び、友人関係を育むことができる「心の居場所づくり」に向か、子どもとの信頼関係をしっかりと築くとともに、学校が一体となった情報共有や取組を進める。
- ③ いじめはどこでもいつでも起こり得るという危機意識のもと、各学校において定める「学校いじめの防止等基本方針」に基づくアンケート等の活用によるいじめ等の兆候の早期発見、学校・家庭・地域が連携した迅速かつ適切な対応及び再発の防止について、全教職員の共通理解を図り、実践する。
- ④ 子どもがいじめの問題を自らの問題として考え、その解決の当事者として実践する機会を設けるよう取組の充実を図る。
- ⑤ 子どもの状況や学級実態を的確に把握し、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門職との連携や、クラスマネジメントシートの活用を進めるなど、多角的な視点を持って対応する。
- ⑥ すべての子どもが障害についての理解と認識を深め、互いを尊重し共に成長し合う教育を推進する。その際、「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」等の趣旨も踏まえ、手話が言語であるとの理解や、点字、ユニバーサルデザイン等に関する学習を発達の段階に応じて進める。また、「交流及び共同学習」の実施にあたっては、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが同じ目標を持って共同で達成する学習の場等を意図的に設定するなど、計画的、組織的に推進する。

*31 生徒指導部長の実践知／子どもたちの自己実現に向けて／規範意識を育むほめ方・叱り方／クラスマネジメントシート実施の手引／登校支援ハンドブック／京都市いじめの防止等取組指針／障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの「交流及び共同学習」の推進のために

3 「健やかな体」の育成に向けて

(1) 運動やスポーツの実践と体力の向上

- ① *³² 運動する子どもとしない子どもの二極化や子どもの体力が過去と比べて依然低い水準にあることを踏まえ、子どもが運動やスポーツを実践する中で、体力や技能を高め、運動することの楽しさや喜び、達成感・成就感等を味わい、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践することができるよう、組織的・計画的な安全管理・健康管理を徹底したうえで、体育学習及び運動部活動のより一層の充実を図る。運動部活動の運営にあたっては、各校種のガイドライン等に基づき、週一回以上の適切な休養日や活動時間を設けて安全で充実した活動を行うことで、子どもの体力のさらなる向上に取り組む。
- ② 幼児期には、様々な遊びの中で、興味、関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、十分に体を動かす爽快感を体験し、自ら体を動かそうとする意欲を育てる。小中学校及び高等学校においては、学習したことを実生活において生かすことを重視し、自ら進んで運動やスポーツに親しむ資質や能力を身に付けられるよう、校種間の接続及び発達の段階を意識した指導を行う。
- ③ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果分析をもとに、各学校の子どもの体力や運動習慣等における特徴と課題を明確にし、家庭や地域との連携を図りながら、運動能力及び体力の向上に向けた特色ある取組を推進する。その際、体育学習や運動部活動はもとより、休み時間や放課後を活用した取組や外遊びなど、教育活動全体を通して、子どもが運動に触れる機会を積極的に設けるよう工夫する。
- ④ 体を動かすことが、情緒面や知的な発達を促し、集団的活動や身体表現等を通じてコミュニケーション能力や論理的思考力を育むことにも資することを踏まえ、心と体を一体としてとらえた指導を行うことにより、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

*³² 小学校における水泳指導の手引／小学校の水泳指導における安全管理指針／小学校部活動（運動部）運営の手引／

京都市立小学校運動部活動等ガイドライン／京都市立中学校運動部活動ガイドライン／高等学校運動部活動における留意事項について（試案）

(2) 保健教育の充実 *³³

- ① 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するため、発達の段階に応じて系統性のある指導ができるよう、指導内容の体系化を図る。
- ② 食事、運動、休養・睡眠の調和のとれた生活習慣を身に付けることが、心身の健やかな成長や健康の保持増進につながることを理解させ、「早寝・早起き・朝ごはん」等望ましい生活習慣を自ら実践する力を育てる取組を充実させ、保護者へ積極的に働きかける。
- ③ 子どもがけがや病気の原因、予防法を正しく理解し、自分自身の健康を保持・増進しようとする意識と態度を育てる。
- ④ エイズや性感染症、望まない妊娠、SNSを通しての性的被害等の「今日的課題」に対応するため、発達の段階を踏まえて、性について正しく理解させ、性に関して適切な行動選択ができるよう指導を充実する。
- ⑤ 性に関する指導にあたっては、その内容や計画について学校全体で共通理解を図るとともに、保護者の理解を得ながら進めるよう配慮する。
- ⑥ 飲酒、喫煙、薬物の有害性・危険性や医薬品についての正しい知識を身に付けさせるとともに、生涯にわたっての行動に結び付くよう、体育・保健体育、道徳、特別活動等での関連した指導や薬物乱用防止教室の実施等を徹底する。

*³³ 学校保健の手引／薬物乱用防止教室実施に向けての指導資料／性に関する諸課題について

(3) 食に関する指導の推進^{*34}

- ① 子どもの食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で、みんなと一緒に食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちを育てる。
- ② 心身の健康の保持増進を目指して、学校給食を「生きた教材」として食に関する指導を推進し、望ましい食習慣を育むとともに、安心・安全な食品を選択する力や、食にかかわる人々と食物への感謝の心を育てる。
- ③ 和食文化をはじめ、家庭・地域、学識経験者、専門家等と連携した伝統的食文化の継承や「地産地消（知産知消）」を推進するとともに、食生活の改善に向けた意識や関心を高める各学校の特色ある取組を推進することにより、食育の充実を図る。
- ④ 食物アレルギーのある子どもの学校生活を安心安全なものにするため、すべての教職員が食物アレルギー・アナフィラキシーに対する正しい知識に基づいた適切な対応がとれるよう、「京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引」等による研修の機会を充実させるとともに、保護者との連携を密にしながら、校内組織の整備と関係機関との連携を進める。

*34 食に関する指導実践事例集／小学校給食の手引き／日本料理に学ぶ食育カリキュラム
指導資料集／京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引

(4) 安全教育の充実^{*35}

- ① 生涯を通じて安全で活力のある生活を送るために、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3つの領域について、学校安全計画に基づき、学校教育活動全体を通じて計画的に指導を行う。
- ② 子ども自身が学校や地域において危険を予測し、適切に行動できる力を育成し、交通事故や水難事故、熱中症、転落事故等、日常生活の中の様々な危険から自分を守るために知識と判断力を身に付けることができるよう、計画的に安全教育の取組を推進する。
- ③ 自転車の安全利用について、事故を起こした場合のリスクや社会的責任についての理解を図ると共に、自転車を利用するすべての者を対象に自転車向け賠償責任保険への加入が義務化されることを受け、保険加入の推進について働きかける。
- ④ 学校・家庭・地域が連携した自転車安全教室や通学路の安全対策、犯罪や事故の抑止に向けた取組、防災・避難訓練等への子どもの参画を促進するなど、地域における人ととのつながりを重視した取組を通して、「安心で安全なまちづくり」の担い手としての自覚を高める。

*35 学校安全の手引（小学校、中学校）

(5) 防災教育・防災管理の充実^{*36}

- ① 東日本大震災や熊本地震、平成25年の台風18号等による被害を教訓として、取組の充実を図る。地震・台風・大雨・火事等の災害は、身近に起りうるものという考えのもと、これまでの取組及び危機管理マニュアルが現状に適したものになっているかを徹底して総点検し、その結果を改善点として反映させる。
- ② 災害発生時の避難方法について確認するなど、校外活動時や登下校中、休日における災害発生に対しても適切に対応できるよう備える。特に海・山・河川等での野外活動については現地下見を十分に行い、安心・安全な活動に努める。
- ③ 学校教育全体を通して防災教育を展開する中で、子どもに自然災害に関する知識を身に付けさせるとともに、危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する。また、子ども自身が災害時に復旧、復興を支えるための「支援者」となる視点から、地域の一員として地域の防災・避難訓練等への積極的な参加を促進し、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める取組を推進するなど、子どもも教職員も常に安全に対する意識を高く持ち続けることができるよう努める。
- ④ 危機管理マニュアルに基づく研修や訓練を、地域とも連携して実施し、災害発生時における保護者への連絡体制や、子どもの引き渡しの方法等、具体的な対応についても検討する。
- ⑤ 地域防災の拠点として、地域との連携のもと、学校はどうあるべきかを模索し、人ととのつながりを重視した地域コミュニティの形成や、子どもと共に育む社会的風土の構築を目指す。

*36 京都市防災教育スタンダード／学校防災マニュアル作成指針

(参考資料) 今後の教育界の動き

平成28(2016)年度			平成29(2017)年度			平成30(2018)年度			平成31(2019)年度			平成32(2020)年度			平成33(2021)年度				
主な動き			・東アジア文化都市2017 ・大政奉還150周年記念プロジェクト			・ICOM(国際博物館会議) 京都大会2019 ・「番組小学校」創設150周年			・東京オリンピック・パラリンピック ・関西ワールドマスターズゲームズ									平成34(2022)年度	
次期学習指導要領			中教審答申・告示	(高校:告示)		幼稚園:全面実施 (小中:先行実施)			小学校:検定	小学校:採択	小学校:全面実施	中学校:検定	中学校:採択	中学校:全面実施	高校:採択	高校:1年生から順次実施			
教科書採択			幼稚園 小中学校 高等学校	教育課程編成要領 教育課程編成要領 実践的英語力育成プログラム 指導と評価の一体的改善 教育課程編成ガイドライン(予定)		●教育課程編成要領作成 ●移行措置要領作成 ●研究拠点校事業(26~29年度) ●総合的な学習の時間の改善 ●先行研究(地域別4校中心) ●移行措置要領作成	●先行実施 ●小中:移行措置版作成 ●告示を降ろし、各教科等 の指導と評価の検討	●教育課程編成要領作成 ●告示:作成 ●告示を降ろす ●告示を降ろし、各教科等 の指導と評価の検討	●教育課程編成要領作成 ●告白:作成 ●告示を降ろす ●告白:作成	●教育課程編成要領作成 ●地城制4校合同研修会 ●小学校:道徳作成	●小学校:道徳作成 ●中学校:道徳作成	●中学校:道徳作成 ●中学校:道徳作成	●中学校:道徳作成 ●中学校:道徳作成	●中学校:道徳作成 ●中学校:道徳作成	●中学校:道徳作成 ●中学校:道徳作成	●中学校:道徳作成 ●中学校:道徳作成	●中学校:道徳作成 ●中学校:道徳作成		
次期学習指導要領関連	京都 市	京都 市	京都 市	京都 市	京都 市	京都 市	京都 市	京都 市	京都 市	京都 市	京都 市	京都 市	京都 市	京都 市	京都 市	京都 市			
実施時期			小中学校 小中学校 小中学校	実施時期 実施時期 実施時期		小学校:検定 小学校:検定 小学校:検定	中学校:検定 中学校:検定 中学校:検定		小学校:採択 中学校:採択 中学校:採択	中学校:採択 中学校:採択 中学校:採択	小学校:全面実施 中学校:全面実施 中学校:全面実施	中学校:全面実施 中学校:全面実施 中学校:全面実施	中学校:全面実施 中学校:全面実施 中学校:全面実施	中学校:採択 中学校:採択 中学校:採択	中学校:採択 中学校:採択 中学校:採択	中学校:採択 中学校:採択 中学校:採択			
特徴	「別道の教科」 など	「別道の教科」 など	「別道の教科」 など	「別道の教科」 など	「別道の教科」 など	「別道の教科」 など	「別道の教科」 など	「別道の教科」 など	「別道の教科」 など	「別道の教科」 など	「別道の教科」 など	「別道の教科」 など	「別道の教科」 など	「別道の教科」 など	「別道の教科」 など	「別道の教科」 など			
教育振興基本計画																			
義務教育学校制度						●施行													
英語4技能全国学力調査(中学3年生)																			
PISA調査																			
はばたけ未来へ京プラン 第2ステージ						●策定													
京都市子ども若者はぐくみ局																			
京都市貧困家庭の子ども・青少年対策にかかる実施計画(仮称)																			
文化庁 京都移転																			
京都文化芸術プログラム2020+																			
京都市立芸術大学移転整備																			
幼稚園保育料改定(3年計画)																			
学期制(小中学校)																			
長期休業期間(小中学校)																			

「学校教育の重点」関連資料等一覧

「学校教育の重点」の記載内容に関連する主な資料等をまとめました。学校指導課ホームページ(インターネット)から資料を閲覧できますので、御活用ください。(※一部インターネットでは閲覧できない資料もあります。)

該当頁	再掲頁	No	資料等の名称
—			教育課程指導計画（京都市スタンダード）
2		*1	京都市環境教育スタンダード・ガイドライン
2	20	*1・34	日本料理に学ぶ食育カリキュラム指導資料集
2	12	*2・12	京都市生き方探究（キャリア）教育スタンダード
2		*3	『学校における』人権教育をすすめるにあたって
5	14	*4・22	未来につながる力を育む京都市立幼稚園
5		*4	幼稚園版家庭教育の手引き「家庭を学びの環境に」
6		*5	自学自習のすすめ
10		*6	京都市学校評価ガイドライン〔第3版〕
10		*7	京都市立幼稚園教育課程編成要領
11		*8	京都市OJT実践ガイドライン
11		*8	授業力向上にむけて大切にしたい視点
11		*9	京都市小中一貫教育ガイドライン（試案）
11		*10	幼小連携・接続リーフレット
11	18	*11・31	障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの「交流及び共同学習」の推進のために
12		*12	「生き方探究・チャレンジ体験」の手引
12		*12	「スクーデントシティ学習」指導者マニュアル
12		*12	「ファイナンスパーク学習」指導者マニュアル
12		*12	「京都モノづくりの殿堂・工房学習」指導資料集
12		*12	京都モノづくりものがたり ビジュアル版
12		*12	漫画 京都モノづくり列伝
12		*12	「生徒一人一人のキャリア発達をみすえた進路指導のために」リーフレット
12		*12	「生徒一人一人のキャリア発達をみすえた進路指導のために」Q&A
12	18	*13・31	登校支援ハンドブック（※29年4月配布予定）
12	16	*14・28	「個別の指導計画に基づく指導と支援」リーフレット
12	16	*14・28	LD等支援の必要な生徒の指導・支援ガイド
12		*15	障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領
12		*15	支援を必要とする子どもへの手立て（DVD）
12	13	*15・20	「子どもの「困り」の気づきから適切な支援へ」リーフレット
12		*15	LD等通級指導教室の「運営」と「活用」ガイド
12		*16	日本語指導の手引「特別の教育課程」による日本語指導がスタートしました！
12		*16	「帰国・外国人児童生徒」の受け入れ手順
12		*16	日本語指導が必要な子どもたちのための日本語の力、生活経験に応じた授業づくりの考え方・支援例集
12		*16	「外国にルーツをもつ子どもたち（日本語指導が必要な子どもたち）の教育」に関する、校内研修の進め方例・研修内容例
12		*17	学校と保護者のよりよい関係を目指して
12		*17	京都はぐくみ憲章「行動指針」
12		*18	子どもを共に育む「親支援」プログラム
13		*19	放課後まなび教室のねらいと充実に向けて
13		*20	「障害のある子どもたちのよりよい就学先を求めて～京都市の就学相談～」
13		*20	「～障害のある子どもたちの『はぐくみ』を支える～育（はぐくみ）支援センター」リーフレット
14		*21	子どもたちの学力向上をめざして
14		*23	情報教育スタンダード
15		*24	探究的な学習を充実させる総合的な学習の時間の単元展開

該当頁	再掲頁	No	資料等の名称
15		*24	京都や地域で学ぶ強みを生かす子どもの育成 —「伝統と文化」に係る学習の構想—
15		*24	中学社会科における課題解決学習を充実させる学習モデル
15		*24	政治的教養を育む教育を進めるにあたって
15		*25	言語活動の充実に向けた研修資料
15		*25	読書ノート・学校図書館活用ノート
15		*25	第3次京都市子ども読書活動推進計画
15		*25	各教科等における、系統的、計画的な学校図書館の活用
16		*26	小学校英語活動 こんなふうに始めてみよう! Vol.1・2 (DVD)
16		*27	京都市理科観察実験支援事業 実施報告書 (京都市理科支援員配置事業 実施報告書)
16		*27	いきいき理科大好き推進事業報告書
16		*27	科学的な思考力を育成する観察・実験の在り方
16		*28	授業作りに活かす個別の指導計画の作成と運用
17		*29	京都市道徳指導資料集「ゆめいっぱい」(小学校)
17		*29	京都市道徳指導資料集「心の旅」(中学校)
17		*29	中学校道徳実践事例集
17		*29	道徳教材・指導案集—京都ゆかりの教材を用いて—
17		*29	長期宿泊自然体験「活動資料集」～野外活動から野外教育へ～
18	18	*30・31	生徒指導部長の実践知
18		*30	規範意識を育む活動プログラム例
18	18	*30・31	子どもたちの自己実現に向けて
18		*30	情報モラル指導カリキュラム
18	18	*30・31	京都市いじめの防止等取組指針
18		*30	生徒指導ハンドブック
18	19	*30・33	性に関する諸課題について～児童生徒を取り巻く現状と基本的な対応に関する参考資料～
18		*30	スマホ学習(携帯情報通信機器に関する学習)プログラム
18		*31	規範意識を育むほめ方・叱り方
18		*31	クラスマネジメントシート実施の手引
19		*32	小学校における水泳指導の手引
19		*32	小学校の水泳指導における安全管理指針
19		*32	小学校部活動(運動部)運営の手引
19		*32	京都市立小学校運動部活動等ガイドライン
19		*32	京都市立中学校運動部活動ガイドライン
19		*32	高等学校運動部活動における留意事項について(試案)
19		*33	学校保健の手引
19		*33	薬物乱用防止教室実施に向けての指導資料
20		*34	食に関する指導実践事例集
20		*34	小学校給食の手引き
20		*34	京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引
20		*35	学校安全の手引 小学校
20		*35	学校安全の手引 中学校
20		*36	京都市防災教育スタンダード
20		*36	学校防災マニュアル作成指針

市民ぐるみ・地域ぐるみで高める 京都市の学校教育

目指す
子ども像

伝統と文化を受け継ぎ、
次代と自らの未来を切り拓く子ども

大学

主体性

つけたい力

社会性

ボランティア

産業界

地域

NPOなど

保護者

自ら学ぶ力・自ら律する力

各学校・幼稚園が
軸とする取組

校種間連携

カリキュラム・マネジメント

確かな学力 豊かな心 健やかな体を育む調和のとれた教育活動

校長・園長のビジョン、教職員の力量

地域ぐるみ・市民ぐるみの教育の核となる学校

京都はぐくみ憲章

～子どもを共に育む京都市民憲章～

わたくしたちは、

- 一、子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 一、子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 一、子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 一、子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。さずな
- 一、子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 一、子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先します。



京都はぐくみ憲章

京都市教育委員会 指導部 学校指導課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 TEL:075-222-3851